

おおたくしやう しやさべつかいしやうしえんちいききやうぎかいせつちやうこ
大田区障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱

へいせい28ねん11がつ25にち28ふくしやうはつだい13592ごうくちやうけつてい
平成28年11月25日28福障発第13592号区長決定

かいせい へいせい29ねん8がつ17にち29ふくしやうはつだい12086ごうふくしやうけつてい
改正 平成29年8月17日29福障発第12086号福祉部長決定

かいせい へいせい31ねん3がつ4にち30ふくしやうはつだい14958ごうふくしやうけつてい
改正 平成31年3月4日30福障発第14958号福祉部長決定

かいせい れいわ4ねん1がつ13にち ふくしやうはつだい13741ごうふくしやうけつてい
改正 令和4年1月13日3福障発第13741号福祉部長決定

かいせい れいわ4ねん7がつ26にち ふくしやうはつだい11700ごうふくしやうけつてい
改正 令和4年7月26日4福障発第11700号福祉部長決定

せつち
(設置)

だい1じやう しやうがい りゆう さいべつ かいしやう すいしん かんするほりつ へいせい25ねんほりつだい65ごう い か
第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下

「障害者差別解消法」という。）第1条に規定する「障害の有無によって分け隔てられる

ことなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指すとともに

に、「おおた しょう しさくすいしん ぐらん における じゆうてんしさく しょうがい りゆう さいべつ

の解消の推進」をするため、障害者差別解消法第17条の規定に基づき、大田区障がい者

さいべつかいしやうしえんちいききやうぎかい い か きやうぎかい せつち
差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

しよしやうじこ
(所掌事項)

だい2じやう きやうぎかい しよしやうじこ つぎ
第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) しょう しやさべつ かいしやう かかるじれいきやうゆう かんけいきかん れんけいとう かんするじこ
障がい者差別の解消に係る事例共有、関係機関の連携等に関する事項

(2) しょう とくせいおよびしょう しや りかい そくしん ふきゆうけいはつ けんしゆうとう かんする
障がい特性及び障がい者への理解を促進するための普及啓発、研修等に関する

じこ
事項

(3) 障害者差別解消法に係る取組に関する事項

(4) その他障がい者の差別解消及び障がい者の権利擁護に関する事項

構成

第3条 協議会の委員は、大田区障がい者施策推進会議委員（大田区障がい者施策推進会議

設置要綱（平成28年1月21日付け27福障発第14440号区長決定）第3条に規定する委員を

いう。以下同じ。）及び障がい福祉に携わる機関等から推薦を受けた区内在住の障がい者

をもって構成する。

2 区内在住の障がい者は原則3名で構成する。

3 前項の規定に関わらず、区長が必要と認める場合は、人数を変更することができる。

4 委員は、区長が委嘱する。

任期

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度末までとする。ただし、任期期間

途中から委嘱を受けた委員の任期期間は、委嘱の日からその満了の日までとする。

2 委員が任期中に辞任した時は、後任の委員を置くことができる。ただし、後任者の任期は、

前任者の任期とする。

3 前2項の場合において、委員は、再任することができる。

4 再任は原則1回までとする。ただし、区長が必要と認める場合は、その限りではない。

会長及び副会長

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要と認める場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。

(関係者の意見聴取)

第7条 協議会は、所掌事項の審議に際し、必要があると認めるときは、関係者から意見を

聴くことができる。

(協議会の公開)

第8条 協議会の会議及び議事録は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する

場合には、会長は、協議会及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると

認められる場合

(2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合

(3) 協議会の内容に個人情報が含まれている場合

2 前項の規定に基づき協議会及び議事録の全部又は一部を非公開としたものについては、

協議会に関係した者は、秘密性の継続する限り、他に漏らしてはいけない。

(個人情報の取扱)

だい9じょう きょうぎかい いいんおよびきょうぎかい かんけいしゃ そうだんじれい かかるしょう しゃなど こじんじょうほう
第9条 協議会の委員及び協議会の関係者は、相談事例に係る障がい者等の個人情報の

ほご じゅうぶんりゆうい
保護に十分留意しなければならない。

ほうしょうひ
(報償費)

だい10じょう きょうぎかい しゅつせき いいん たいし よさん はんいない ほうしょうひ しはらう
第10条 協議会に出席した委員に対し、予算の範囲内において報償費を支払うものとする。

しょむ
(庶務)

だい11じょう きょうぎかい かんするしょむ ふくしぶしょうがいふくしか しょり
第11条 協議会に関する庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

いにん
(委任)

だい12じょう ようこう さだめる きょうぎかい うんえい かんしひつよう じこう ふくしぶちょう べつ
第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に

さだめる
定める。

ふ そく
付 則

ようこう けつてい ひ しこう
この要綱は、決定の日から施行する。

ふ そく へいせい29ねん8がつ17にち29ふくしょうはつだい12086ごうふくしぶちょうけつてい
付 則 (平成29年8月17日29福障発第12086号福祉部長決定)

ようこう けつてい ひ しこう
この要綱は、決定の日から施行する。

ふ そく へいせい31ねん3がつ4にち30ふくしょうはつだい14958ごうふくしぶちょうけつてい
付 則 (平成31年3月4日30福障発第14958号福祉部長決定)

ようこう へいせい31ねん4がつ1にち しこう
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

ふ そく れいわ4ねん1がつ13にち ふくしょうはつだい13741ごうふくしぶちょうけつてい
付 則 (令和4年1月13日3福障発第13741号福祉部長決定)

ようこう けつてい ひ しこう
この要綱は、決定の日から施行する。

ふ そく れいわ4ねん7がつ26にち ふくしょうはつだい11700ごうふくしぶちょうけつてい
付 則 (令和4年7月26日4福障発第11700号福祉部長決定)

ようこう けつてい ひ しこう
この要綱は、決定の日から施行する。